



健やかで安心して暮らせる
健康と福祉のまちづくり

潟上市障がい者計画

第2期

平成25年3月

秋田県潟上市



はじめに

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける社会を実現するため、総合的な支援体制づくりが重要であります。

このような中、平成 25 年度から平成 29 年度までの第 2 期「潟上市障がい者計画」を策定しました。本計画では、基本目標を「地域における支援体制の充実」「障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進」「地域のバリアフリー化と安心づくり」として、相談支援体制の充実や在宅生活の支援、障がい者の虐待防止等の 11 項目の基本施策に基づいて、障がい者の良好な環境づくりを推進していくものであります。

平成 25 年 4 月には、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための「障害者総合支援法」が施行されることから、その障がいに応じた福祉サービスの支援など、これまで以上に情報の提供とともに総合的な支援体制づくりに努めて参ります。

終わりに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議賜りました障害者地域自立支援協議会の皆様を始め、関係各位に心から感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

平成 25 年 3 月

潟上市長 石川 光 男



目 次



| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 基本的な考え方 | 1 |
| 1 策定の趣旨 | 1 |
| 2 基本理念と基本目標 | 2 |
| 3 計画の位置づけ | 2 |
| 4 計画の期間 | 2 |
| 5 対象とする障がい者 | 3 |
| 6 障がい福祉施策の体系 | 3 |
| 第2章 障がい児・者の状況 | 4 |
| 1 障がい児・者の現状 | 4 |
| 2 身体障がい児・者の状況 | 5 |
| 3 知的障がい児・者の状況 | 6 |
| 4 精神障がい児・者の状況 | 7 |
| 5 障害者支援施設の利用状況 | 8 |
| 6 特別支援学級、特別支援学校の状況 | 10 |
| 7 難病患者等の状況 | 11 |
| 第3章 障がい福祉施策の方向性 | 12 |
| I 地域における生活支援体制の充実 | 12 |
| (1) 保健・医療サービスの充実 | 12 |
| (2) 療育体制の充実 | 13 |
| (3) 相談支援体制の充実 | 14 |
| (4) 在宅生活の支援 | 15 |
| (5) 権利擁護の推進 | 17 |
| II 障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進 | 18 |
| (6) 保育・教育の充実 | 18 |
| (7) 就労・住まいの場の確保 | 19 |
| III 地域のバリアフリー化と安心づくり | 21 |
| (8) 障がい者の虐待防止 | 21 |
| (9) 福祉教育とボランティア活動の推進 | 22 |
| (10) 地域生活とバリアフリー | 23 |
| (11) 防災・防犯対策の推進 | 24 |
| 第4章 計画の推進にあたって | 25 |
| 資料編 | 27 |
| ・障がい者、障がい児に対する福祉サービスの体系 | |
| ・潟上市障害者虐待防止センターの設置について | |

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

「潟上市障がい者計画（第2期）」は、「障害者基本法」に基づくもので、障がい者のための施策に関する基本的な計画であり、本市の障がい者施策を展開していく上での実施計画となるものです。

これまでの障害者福祉においては、障害福祉サービスを行政が定めた「措置制度」から、障がい者が自らサービスを選択し事業者と契約を結びサービスを利用する「支援費制度」へととなりました。

さらに、平成18年4月、「障害者自立支援法」が施行され、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障がい者の自立支援を目的とした共通のサービスが受けられるようになりました。同時に、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざすことを基本として、サービス支給決定の仕組みの透明化や地域生活への移行、就労支援の強化等をめざしてきました。

この「障害者自立支援法」は、平成22年抜本的な見直しが行われ、平成24年6月「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が成立し、平成25年4月に施行されます。「障害者総合支援法」では、これまで三障害に限定されていた支援の対象に、新たに難病等の人も含めることとし、「障害程度区分」については、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められます。

このように法制度がめまぐるしく変化するなかで、法改正に対応した市の障がい者支援のあり方が重要になってきます。

平成21年3月に策定された「障害者計画（第1期）」の計画期間が平成24年度までであり、平成23年8月には「障害者基本法」が改正され、平成25年4月からは「障害者総合支援法」が施行されることなどを踏まえて、「潟上市障がい者計画（第2期）」を策定するものです。

* 本計画の表記方法について

「障がい」または「障害」の表記については、〈潟上市「障がい」のひらがな表記の取扱方針〉に基づいて記載しています。



2 基本理念と基本目標

障がいのある人が、住み慣れた地域で、安心して暮らしていただけるように、潟上市総合発展計画および秋田県障害者計画を上位計画とし、次の基本理念と基本目標に基づき、今後の障がい者施策を推進していきます。

○基本理念

健やかで安心して暮らせる、健康と福祉のまち

○基本目標

- I 地域における生活支援体制の充実
- II 障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進
- III 地域のバリアフリー化と安心づくり

3 計画の位置づけ

この計画は、「障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画」であり、国の「障害者基本計画」（平成15年度～平成24年度）、「重点施策実施5ヶ年計画」（平成20年度～平成24年度）、および「秋田県障害者計画」（平成23年度～平成32年度）を踏まえ、「潟上市総合発展計画」を上位計画としており、障がい者施策に関する基本的な指針となるものです。

なお、障害者自立支援法に基づく「潟上市障害福祉計画」（平成24年度～平成26年度）は、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画であり、3年を1期として、サービスの必要量を見込んでおります。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

| 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|------------|-------|-------|------------|-------|-------|------------|------------|-------|--------------------|-------|-------|
| | | | 障害者計画 第1期 | | | | 障がい者計画 第2期 | | | | |
| 障害福祉計画 第1期 | | | 障害福祉計画 第2期 | | | 障害福祉計画 第3期 | | | 障害福祉計画 第4期 (予定) | | |

5 対象とする障がい者

この計画で対象とする障がい者とは、平成23年8月に改正された「障害者基本法」に基づく「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会的に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。

平成25年4月施行の「障害者総合支援法」に規定する障がい者の範囲の見直しのなかで、難病患者等で症状の変動などにより身体障害者手帳の取得ができないが一定の障がいがある方々も、障がい者の範囲に加わり、障害福祉サービスが受けられるようになります。

また、「児童福祉法」の一部改正による障害児通所支援の対象者は、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障害児を含む）となっていますが、障害者手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象となります。

6 障がい福祉施策の体系

〈基本理念〉

健やかで安心して暮らせる健康と福祉のまち

〈基本目標〉

I 地域における生活支援体制の充実

II 障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進

III 地域のバリアフリー化と安心づくり

〈基本施策〉

- (1) 保健・医療サービスの充実
- (2) 療育体制の充実
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 在宅生活の支援
- (5) 権利擁護の推進
- (6) 保育・教育の充実
- (7) 就労・住まいの場の確保
- (8) 障がい者の虐待防止
- (9) 福祉教育とボランティア活動の推進
- (10) 地域生活とバリアフリー
- (11) 防災・防犯対策の推進



第2章 障がい児・者の状況

1 障がい児・者の現状

【障がい者数の推移】

平成24年3月末現在において、障がい児・者数の総数は、2,024人です。このうち身体障がい児・者が1,637人、知的障がい児・者が238人、精神障がい児・者が149人となっており、いずれも増加傾向にあります。

障がい児・者数の推移

| | 平成17年度(H18.3) | 平成20年度(H21.3) | 平成23年度(H24.3) |
|----------|---------------|---------------|---------------|
| 身体障がい児・者 | 1,543 | 1,605 | 1,637 |
| 知的障がい児・者 | 215 | 221 | 238 |
| 精神障がい児・者 | 110 | 131 | 149 |
| 計 | 1,868 | 1,957 | 2,024 |

【障がい福祉予算の推移】

障がい福祉予算は年々増加傾向にあり、平成24年度当初予算は、496,088,000円です。介護給付費・訓練等給付費や地域生活支援事業に要する費用が増加しています。

障がい福祉当初予算の推移

| 事業名 | 平成19年度 | 平成21年度 | 平成24年度 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 介護給付費・訓練等給付費 | 325,515,000 | 352,827,000 | 413,794,000 |
| 地域生活支援事業等 | 13,448,000 | 16,803,000 | 20,091,000 |
| 更生医療給付費 | 10,958,000 | 24,000,000 | 16,037,000 |
| 補装具給付・修理費 | 8,845,000 | 5,914,000 | 8,992,000 |
| 障害者交通費補助金 | 3,600,000 | 2,580,000 | 2,400,000 |
| 障害者居宅支援金 | 5,490,000 | 5,170,000 | 5,309,000 |
| 特別障害者手当等 | 27,354,000 | 31,534,000 | 29,465,000 |
| 計 | 395,210,000 | 438,828,000 | 496,088,000 |

* 介護給付費・訓練等給付費の内訳

- ① 在宅障がい児・者の居宅介護（ホームヘルプサービス）や短期入所等に要する費用
- ② 障がい者の障害者就労施設への通所に要する費用
- ③ 施設入所者、グループホーム、ケアホーム入居者の日中活動系サービス、居住系サービスに要する費用
- ④ 障がい児の通所に要する費用（24年度～）

* 地域生活支援事業の内訳

- ① 相談支援事業
- ② 日中一時支援事業
- ③ 日常生活用具給付事業
- ④ 訪問入浴事業等
- ⑤ その他の事業

* 更生医療とは、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに給付される医療。主に、人工透析療法や人工関節置換術等に適用され、医療費の自己負担が原則として1割負担となる。

2 身体障がい児・者の現状

身体障害者手帳の交付対象となる障がいの範囲は、身体障害者福祉法別表によって定められており、障害等級は1級から6級までが交付対象となります。

身体障害者手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成23年度末で1,637人です。

障害等級別では、1級が540人で33.0%を占めており、年代別では、60歳以上の人が1,380人で84.3%となっています。

障害種類別では、「肢体不自由」が980人と圧倒的に多く60.0%を占めており、次いで「心臓機能障害」が269人で16.4%となっております。

また、障がいの原因となった疾患は、18歳以上では、脳血管疾患や骨関節疾患、心臓疾患によるものが多く、18歳未満では、脳性麻痺や心臓疾患によるものが多くみられます。

【身体障害者手帳所持者の状況】

平成23年度末 障害等級別・年代別 (人)

| | 男 | 女 | 計 | 0～14歳 | 15～17歳 | 18～59歳 | 60歳以上 |
|----|-----|-----|-------|-------|--------|--------|-------|
| 1級 | 275 | 265 | 540 | 9 | 5 | 82 | 444 |
| 2級 | 138 | 159 | 297 | 3 | | 42 | 252 |
| 3級 | 131 | 167 | 298 | 4 | | 44 | 250 |
| 4級 | 112 | 217 | 329 | 1 | 1 | 39 | 288 |
| 5級 | 44 | 35 | 79 | | | 18 | 61 |
| 6級 | 44 | 50 | 94 | | 1 | 8 | 85 |
| 計 | 744 | 893 | 1,637 | 17 | 7 | 233 | 1,380 |

平成23年度末 障害種類別 (人)

| | 肢 体 不 自 由 | 視 覚 障 害 | 聴 覚 障 害 | 平 衡 機 能 障 害 | 音 声 言 語 障 害 | 免 疫 ・ そ し ゃ く | 心 臓 機 能 障 害 | 腎 臓 機 能 障 害 | 呼 吸 機 能 障 害 | 膀 胱 ・ 直 腸 | 小 腸 | 肝 臓 機 能 障 害 | 計 |
|----|-----------------------|------------------|------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------|--------|----------------------------|-------|
| 1級 | 229 | 24 | 7 | | | | 218 | 55 | 5 | | | 2 | 540 |
| 2級 | 226 | 32 | 30 | | 4 | | 3 | 1 | 1 | | | | 297 |
| 3級 | 188 | 8 | 23 | 1 | 17 | | 38 | 4 | 17 | 2 | | | 298 |
| 4級 | 239 | 10 | 20 | | 6 | | 10 | 1 | 5 | 37 | 1 | | 329 |
| 5級 | 65 | 14 | | | | | | | | | | | 79 |
| 6級 | 33 | 8 | 53 | | | | | | | | | | 94 |
| 計 | 980 | 96 | 133 | 1 | 27 | | 269 | 61 | 28 | 39 | 1 | 2 | 1,637 |



3 知的障がい児・者の現状

知的障がい児・者に交付される療育手帳は、「知的機能の障害がおおむね18歳までにあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする」人に交付されます。

療育手帳の所持者数は、若干増加傾向にあり、平成23年度末で238人です。障害等級別では、A（最重度・重度）の人が129人、B（中度・軽度）の人が109人です。

【療育手帳所持者の状況】

平成23年度末 障害等級別 (人)

| | 療育手帳A | 療育手帳B | 計 |
|--------|-------|-------|-----|
| 平成23年度 | 129 | 109 | 238 |

平成23年度末 年齢別 (人)

| | 総数 | 軽度 | 中度 | 重度 | 最重度 | 重症心身 |
|--------|-----|----|----|----|-----|------|
| 0～6歳 | 5 | 2 | 1 | | 2 | |
| 7～12歳 | 25 | 10 | 6 | 6 | 3 | |
| 13～17歳 | 26 | 8 | 4 | 9 | 4 | 1 |
| 計 | 56 | 20 | 11 | 15 | 9 | 1 |
| 18～19歳 | 3 | 1 | | 2 | | |
| 20～29歳 | 38 | 11 | 11 | 7 | 7 | 2 |
| 30～39歳 | 34 | 8 | 8 | 7 | 7 | 4 |
| 40～49歳 | 28 | 8 | 8 | 8 | 4 | |
| 50～59歳 | 36 | 5 | 10 | 17 | 4 | |
| 60～64歳 | 13 | 1 | 2 | 9 | 1 | |
| 65～69歳 | 9 | | 2 | 3 | 4 | |
| 70歳以上 | 21 | 1 | 2 | 13 | 5 | |
| 計 | 182 | 35 | 43 | 66 | 32 | 6 |
| 合計 | 238 | 55 | 54 | 81 | 41 | 7 |

4 精神障がい児・者の現状

一定の精神障害の状態にあることを認定して交付される精神障害者保健福祉手帳は、障害程度により1級、2級、3級に分類されます。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成23年度末では149人です。障害等級別では、1級が33人、2級が88人、3級が28人です。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の状況】

平成23年度末 障害等級別 (人)

| | 1級 | 2級 | 3級 | 計 |
|--------|----|----|----|-----|
| 平成23年度 | 33 | 88 | 28 | 149 |

平成23年度末 男女別・年代別 (人)

| | 男 | 女 | 計 |
|--------|----|----|-----|
| 10～19歳 | 3 | | 3 |
| 20～29歳 | 6 | 3 | 9 |
| 30～39歳 | 17 | 14 | 31 |
| 40～49歳 | 14 | 14 | 28 |
| 50～59歳 | 18 | 17 | 35 |
| 60～69歳 | 19 | 13 | 32 |
| 70～79歳 | 6 | 3 | 9 |
| 80歳以上 | | 2 | 2 |
| 計 | 83 | 66 | 149 |

また、在宅精神障がい児・者の通院医療費の公費負担制度として、自立支援医療（精神通院、医療費1割負担）があります。この制度を利用している人は年々増加しており、平成24年11月時点での利用者は384人です。男女別では女性が54.9%と若干多くみられます。近年、精神疾患を理由として、生活保護に移行していく人も増加しています。

【自立支援医療（精神通院）利用者の状況】

平成24年11月 男女別・年代別 (人)

| | 男 | 女 | 計 |
|--------|-----|-----|-----|
| 0～9歳 | 1 | | 1 |
| 10～19歳 | 9 | 6 | 15 |
| 20～29歳 | 17 | 13 | 30 |
| 30～39歳 | 30 | 40 | 70 |
| 40～49歳 | 33 | 46 | 79 |
| 50～59歳 | 38 | 35 | 73 |
| 60～69歳 | 30 | 51 | 81 |
| 70～79歳 | 14 | 15 | 29 |
| 80歳以上 | 1 | 5 | 6 |
| 計 | 173 | 211 | 384 |

利用者数の推移 (人)

| | 利用者数 |
|---------|------|
| 平成17年4月 | 278 |
| 18年4月 | 284 |
| 19年4月 | 300 |
| 24年11月 | 384 |



5 障害者支援施設の利用状況

障害者支援施設に入所する場合、障害程度区分が4以上（50歳以上は3以上）の人であり、居住系サービスでは「施設入所支援」、日中活動系サービスでは主に「生活介護」となっています。

また、住まいの場として、「共同生活援助（グループホーム）」や「共同生活介護（ケアホーム）」等もあり、障がい者の地域移行の推進により、入所施設から退所した人や長期入院していた精神病院から退院し入居する人もいます。

平成24年6月現在、施設入所者、グループホームやケアホーム等入居者数は、114人です。

【障害者支援施設の入所、入居状況】

身体障害者支援施設

(人)

| | 施設名 | 所在地 | 入所者数 |
|---------|---------|--------|------|
| 療養介護施設 | あきた病院 | 由利本荘市 | 5 |
| 障害者支援施設 | ほくと | 秋田市 | 2 |
| | 桐ヶ丘 | 井川町 | 7 |
| | グリーンハウス | 北秋田市 | 1 |
| | あすなろ | 小坂町 | 1 |
| | 旭光園 | 青森県平川市 | 2 |
| 計 | | | 18 |

知的障害者支援施設

(人)

| | 施設名 | 所在地 | 入所者数 |
|---------|--------------|-------|------|
| 障害者支援施設 | 愛生園 | 北秋田市 | 7 |
| | 小又の里 | 秋田市 | 2 |
| | 秋田県心身障害者コロニー | 由利本荘市 | 8 |
| | 軽井沢福祉園 | 大館市 | 3 |
| | 道目木更生園 | 大館市 | 2 |
| | 厚生園 | 北秋田市 | 2 |
| | 高清水園 | 秋田市 | 6 |
| | 竹生寮 | 秋田市 | 2 |
| | 柳田新生寮 | 秋田市 | 2 |
| | 吉野更生園 | 北秋田市 | 1 |
| | 玉の池荘 | 男鹿市 | 13 |
| | ひまわり苑 | 男鹿市 | 1 |
| | 東山学園 | 鹿角市 | 1 |
| | 若美荘 | 男鹿市 | 7 |
| 大日寮 | 三種町 | 5 | |
| グループホーム | あいしんホーム | 秋田市 | 1 |
| | 絆 | 秋田市 | 1 |
| | みのり | 秋田市 | 1 |
| | 第2滝川寮 | 男鹿市 | 1 |
| | とよおかの家 | 三種町 | 1 |
| | つくし森 | 大館市 | 1 |
| | てらのさわ | 大館市 | 1 |
| | 清和 | 由利本荘市 | 1 |
| なでしこ | 由利本荘市 | 1 | |

| | 施設名 | 所在地 | 入所者数 |
|-------|---------|-----|------|
| ケアホーム | あいしんホーム | 秋田市 | 1 |
| | すずらん | 男鹿市 | 1 |
| | しずく | 鹿角市 | 1 |
| 計 | | | 74 |

精神障害者支援施設

(人)

| | 施設名 | 所在地 | 入所者数 |
|-----------|--------|-----|------|
| グループホーム | 雀 | 秋田市 | 4 |
| | すずらん | 秋田市 | 2 |
| | 杉翠荘 | 秋田市 | 2 |
| | にんじん | 秋田市 | 1 |
| | なすび | 秋田市 | 1 |
| | トマト荘 | 秋田市 | 2 |
| | 福寿草 | 秋田市 | 1 |
| | かすみ草 | 秋田市 | 1 |
| ケアホーム | げんきハウス | 秋田市 | 3 |
| 宿泊型生活訓練施設 | ニコニコ寮 | 秋田市 | 5 |
| 計 | | | 22 |

障害者支援施設に通所する場合、日中活動系サービスとして、「生活介護」「自立訓練（生活訓練）」「自立訓練（機能訓練）」「就労継続支援」「就労移行支援」等となっています。

平成24年6月現在、施設通所者数は、85人です。

【障害者支援施設の通所状況】

(人)

| | 施設名 | 所在地 | 通所者数 | 計 |
|------|---------------|------|------|----|
| 身体障害 | ほくと | 秋田市 | 2 | 5 |
| | 身体障害者更生訓練センター | 秋田市 | 2 | |
| | 秋田ワークセンター | 秋田市 | 1 | |
| 知的障害 | 愛心苑 | 秋田市 | 2 | 34 |
| | いなほ作業所 | 秋田市 | 1 | |
| | ウェルビューいずみ | 秋田市 | 1 | |
| | 玉の池ワークハウス | 男鹿市 | 2 | |
| | つどいの家 | 秋田市 | 3 | |
| | 友愛の園 | 秋田市 | 1 | |
| | アケール | 秋田市 | 1 | |
| | 大潟つくし苑 | 大潟村 | 1 | |
| | 南秋つくし苑 | 八郎潟町 | 6 | |
| | 潟上天王つくし苑 | 潟上市 | 9 | |
| | 飯田川つくし苑 | 潟上市 | 7 | |
| 精神障害 | げんきハウス | 秋田市 | 29 | 46 |
| | クローバー | 秋田市 | 6 | |
| | ニコニコ工房 | 秋田市 | 8 | |
| | 手形ハウス | 秋田市 | 1 | |
| | アケール | 秋田市 | 1 | |
| | ごろりんハウス | 秋田市 | 1 | |
| 計 | | | 85 | |



6 特別支援学級、特別支援学校の状況

潟上市内には、小学校6校、中学校3校があります。すべての学校に、特別支援学級が併設されており、32人が在籍しています。

また、個別の支援を必要とする児童・生徒については、校内生活を支援する学校生活支援員が配置されており、小学校に36人、中学校に11人います。そのうち、看護処置を必要とする児童には、看護師資格を有する人が配置されています。

平成24年4月 特別支援学級在籍状況 (人)

| | 肢体不自由 | 知的障害 | 自閉症・ 情緒障害学級 | 病弱虚弱 | 難聴 | 計 |
|--------|-------|------|----------------|------|----|----|
| 天王小学校 | 3 | 2 | 3 | | | 8 |
| 出戸小学校 | 1 | 3 | | | | 4 |
| 東湖小学校 | | 1 | | | | 1 |
| 追分小学校 | | 3 | 2 | | | 5 |
| 大豊小学校 | 1 | 3 | 1 | 2 | | 7 |
| 飯田川小学校 | | 1 | | | | 1 |
| 天王中学校 | | | 1 | | | 1 |
| 天王南中学校 | | | | | 2 | 2 |
| 羽城中学校 | | 1 | 2 | | | 3 |
| 計 | 5 | 14 | 9 | 2 | 2 | 32 |

特別支援学校に通学している児童・生徒は、県内の6校に53人います。そのうち、潟上市天王にある「天王みどり学園」は、平成15年4月に開校し、潟上市からは38人が通学しています。送迎バスも運行されており、保護者の負担軽減が図られています。

平成24年4月 特別支援学校在籍状況 (人)

| | 所在地 | 小学部 | 中学部 | 高等部 | 計 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|----|
| 天王みどり学園 | 潟上市 | 16 | 14 | 8 | 38 |
| 県立栗田養護学校 | 秋田市 | 0 | 1 | 5 | 6 |
| 県立秋田きらり支援学校 | 秋田市 | 2 | 0 | 3 | 5 |
| 秋大附属特別支援学校 | 秋田市 | 1 | 0 | 1 | 2 |
| 県立横手養護学校 | 横手市 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 県立聾学校 | 秋田市 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 計 | | 20 | 15 | 18 | 53 |

7 難病患者等の状況

原因が不明で治療方法が確立しておらず、かつ経過が慢性で後遺症を残す恐れがある病気を難病と呼びます。医療費も高額になるなど経済的な問題のみならず、介護等で家庭の負担も重く、また精神的にも負担の大きい病気です。

難病のなかで指定された疾患を特定疾患として、医療費の負担軽減を図るため一部公費負担されています。特定疾患治療研究事業対象疾患は、56疾患あり、平成24年3月末における特定疾患医療受給者証の交付者数は、231人です。また、受給者数は年々増加傾向にあり、最も多い疾患は、パーキンソン病関連疾患で41人、次いで潰瘍性大腸炎で35人です。

平成24年3月31日特定疾患医療受給者証交付者の状況 (人)

| 疾病区分 | 交付者数 | 23年度新規(再掲) |
|--------------|------|------------|
| パーキンソン病関連疾患 | 41 | (8) |
| 潰瘍性大腸炎 | 35 | (4) |
| 全身性エリテマトーデス | 22 | (1) |
| 強皮症・皮膚筋炎 | 14 | (2) |
| 特発性血小板減少性紫斑病 | 12 | (2) |
| 脊髄小脳変性症 | 10 | (0) |
| クローン病 | 9 | (4) |
| 後縦靭帯骨化症 | 9 | (3) |
| ベーチェット病 | 7 | (1) |
| 網膜色素変性症 | 7 | |
| 再生不良性貧血 | 6 | (1) |
| サルコイドーシス | 6 | (1) |
| その他 | 53 | (6) |
| 計 | 231 | (33) |

特定疾患医療受給者証交付者数の推移 (人)

| | 平成18年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 受給者証交付者数 | 174 | 220 | 231 |



第3章 障がい福祉施策の方向性

I 地域における生活支援体制の充実

(1) 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

障がいの予防や軽減を図るためには、疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療を行うことが大切です。

妊娠・出産期をはじめ、幼児期から高齢期まで、一貫した保健・医療サービスを提供するとともに、増加している心臓機能障害、腎臓機能障害などに対する生活習慣病予防対策も重要です。

また、年々増加する精神障がい者への対応など、障がいのある人が家庭や地域で安心して生活していくためには、緊急時でも適切な医療を受けることができる体制の整備や、個々の状態に合わせた適切なりハビリテーションの提供が必要です。

【施策の方向性】

① 早期発見・早期治療体制の充実

乳幼児については、身体の発育、精神発達の総合的な健康診査を行う乳児健診、1歳6ヶ月児健診や3歳児健診の充実とともに、ことばや運動発達の遅れのある子どもの早期療育指導に努めます。

また、生活習慣病の早期発見・早期治療により心臓病や腎臓病予防対策の充実を図ります。

② 医療費の給付・助成制度の活用

高齢身体障がい者および重度心身障がい（児）者の心身の健康保持と生活の安定を図るため、医療費の負担軽減の制度の活用を図ります。また、障がいのある人に対し、必要な医療に要する費用の一部を公費負担する制度の活用と周知を図ります。

→秋田県福祉医療費助成事業、

→自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

③ 救急医療体制の周知

精神に障がいのある人の緊急時の精神医療を確保するため、夜間休日に受診できる精神科救急医療圏輪番制病院があり、その周知に努めます。

→秋田県精神科救急医療体制整備事業

(2) 療育体制の充実

【現状と課題】

発達に支援が必要な子どもやその保護者が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、子どもの成長とともに一貫した療育が行われる必要があります。

子どもの発達への幅広い支援を目的に、平成22年4月に秋田県立医療療育センターが開設しました。

また、障がい児（18歳未満）を対象とした福祉サービスは、平成24年4月に「児童福祉法」の改正により、障害児通所支援は市町村が、障害児入所支援は都道府県が実施主体となりました。

平成24年度11月末の障害児通所児童の内訳 (人)

| | 利用者数 | 内 訳 | |
|---------------------------------------|------|-----|------------|
| 秋田県立医療療育センター (秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢 3-128) | 7 | 5 | 児童発達支援 |
| | | 2 | 医療型児童発達支援 |
| オリブ園（難聴幼児通園施設） (秋田市新屋表町 8-5) | 7 | 6 | 児童発達支援 |
| | | 1 | 放課後等デイサービス |
| | | (1) | 保育所等訪問支援 |

() 内は再掲

【施策の方向性】

① 早期療育と相談支援の充実

発達に支援が必要な子どもの早期発見、早期療育に努め、関係機関との連携のもと、成長に応じた指導・訓練のための福祉サービスの活用を促進します。

→障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、他）

② 保護者の負担軽減

障がいのある子どもの保護者の経済的負担を軽減するために、各種手当制度の活用の普及に努めます。

また、障害児通園施設利用者には、すこやか療育支援事業により通所支援サービスに係る費用の1/2を助成する制度があり、その活用を図ります。

→特別児童扶養手当・障害児福祉手当

→秋田県すこやか療育支援事業

③ 保護者の就労支援

日中一時支援事業（放課後や休日等の一時預かり）や障害者支援施設での短期入所の活用により、保護者の就労支援と肉体的・精神的負担の軽減を図ります。

→日中一時支援事業、短期入所



(3) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人の相談内容は、福祉・保健分野にとどまらず、教育・雇用・住まい・活動の場など、多岐にわたっています。また、障がい者や介護者の高齢化、発達障害、高次脳機能障害、難病など専門的な対応が必要とされる新たな相談も増加しています。

潟上市では、障害種別に応じて専門の相談支援事業所に委託しています。身体障害については、潟上市社会福祉協議会ほほえみ相談支援事業所に、知的障害については、南秋つくし苑と大日寮指定相談支援事業所に、精神障害については、指定相談支援事業所クローバーに委託しています。

平成 23 年度相談支援事業所における相談件数 (件)

| | 所在地 | 相談件数 |
|-----------------------|------|------|
| 潟上市社会福祉協議会ほほえみ相談支援事業所 | 潟上市 | 48 |
| 南秋つくし苑 | 八郎潟町 | 173 |
| 大日寮指定相談支援事業所 | 三種町 | 80 |
| 指定相談支援事業所クローバー | 秋田市 | 355 |
| 計 | | 656 |

【施策の方向性】

① 相談支援体制の連携強化

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように相談支援事業所との連携により、障害福祉サービスの利用促進、情報の提供等に努めます。

また、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を担う基幹相談支援センターの設置や関係機関の連携強化のためのシステムづくりを推進します。

② 障がい児の相談支援の充実

障がい児の相談支援については、秋田県立医療療育センターやオリブ園をはじめ、市内では潟上天王つくし苑や社会福祉協議会ほほえみ相談支援事業所も指定障害児相談支援事業所になっており、相談支援の充実を図ります。

③ サービス利用計画の作成

計画相談支援として、個別のサービス利用計画を作成します。

新規サービス利用者、在宅者、施設利用者の種別に応じて、毎月、6ヶ月毎、1年毎の周期で、サービス利用計画が作成され、利用者のニーズに添った支援の提供に努めます。

④ 障害者相談員の周知

障がい者の地域での生活において、相談支援は不可欠です。

身体障害者福祉法・知的障害者福祉法に基づき、市から委嘱されている身体障害者相談員（6人）、知的障害者相談員（3人）の活動の周知に努めます。

(4) 在宅生活の支援

【現状と課題】

障がいのある人が、地域においてできる限り自立した社会生活を営むためには、そのニーズに適合した障害福祉サービスの提供が必要です。

そのため、居宅介護（ホームヘルプサービス）などの訪問系サービス、就労継続支援や生活介護、自立訓練などの日中活動系サービス、また地域の実情に応じて柔軟な対応が可能な日中一時支援事業・日常生活用具給付事業などの地域生活支援事業を組み合わせ、総合的なサービスを提供できる体制に努めます。

日中一時支援事業支給決定者数

(人)

| | 18歳未満 | 18歳以上 | 計 |
|--------------|-------|-------|----|
| 平成23年度末 | 21 | 15 | 36 |
| 平成24年度(10月末) | 22 | 17 | 39 |

日中一時支援事業契約事業所と利用状況(23年度)

(人)

| | 所在地 | 利用件数 | 事業所名 | 所在地 | 利用件数 |
|-----------------------------------|------|-------|------|-----|-------|
| 玉の池荘 <small>(天王みどり学園内)</small> | 潟上市 | 1,017 | 玉の池荘 | 男鹿市 | 26 |
| 南秋つくし苑 | 八郎潟町 | 186 | 大日寮 | 三種町 | 16 |
| 潟上天王つくし苑 | 潟上市 | 96 | 高清水園 | 秋田市 | 39 |
| げんきハウス | 秋田市 | 262 | ほくと | 秋田市 | 0 |
| 若竹学園 | 秋田市 | 0 | 小又の里 | 秋田市 | 0 |
| 秋田県立医療療育センター | 秋田市 | 0 | 計 | | 1,645 |
| 竹生寮 | 秋田市 | 3 | | | |

日常生活用具の給付状況(23年度)

(件、円)

| | 給付件数 | 給付額 |
|--------------|------|-----------|
| 特殊寝台 | 1 | 138,600 |
| ストーマ器具 | 499 | 4,009,092 |
| 紙おむつ | 126 | 1,333,534 |
| 聴覚障害者用屋内信号装置 | 3 | 59,740 |
| 火災警報器 | 3 | 19,500 |
| 盲人用時計 | 2 | 26,600 |
| 視覚障害者用拡大読書器 | 1 | 99,000 |
| 携帯用会話補助装置 | 1 | 48,600 |
| 電気式たん吸引器 | 1 | 50,760 |
| 歩行支援用具 | 1 | 159,000 |
| その他 | 3 | 187,545 |
| 計 | 641 | 6,131,971 |



**【施策の
方向性】**

① **居宅介護・短期入所の活用**

身体介護・家事援助等が受けられる居宅介護（ホームヘルプサービス）の活用により、在宅障がい児・者の生活を支援します。

障害者支援施設での短期入所は、一時的に介護等が受けられなくなった場合、介護者・保護者の冠婚葬祭や休養目的でも利用でき、その活用を支援します。

② **日中一時支援事業の活用**

児童生徒の放課後支援や休日の一時預かりなど、日中一時支援事業の活用の周知を図り、保護者の負担軽減を図ります。また、日中一時支援事業は、児童生徒に限らず、障がい者についても利用できます。

③ **就労継続支援事業の推進**

一般就労が困難な人のために、就労支援施設において就労能力に応じて働くことができる場の確保と情報提供に努めます。

④ **地域活動支援センターへの通所支援**

就労支援施設等への通所が困難な人について、社会との交流促進のために、地域活動支援センターに通所している人に、交通費の支援を継続していきます。

⑤ **補装具・日常生活用具給付事業等の活用**

身体障害者手帳の交付により、障害種別に応じて、ストマ用装具・紙おむつ・入浴補助用具など補装具・日常生活用具給付事業があり、利用者負担についても軽減措置が図られています。また、これらの事業の周知を図ります。

⑥ **居宅支援金の支給**

障がいのある方の福祉増進のため、身体障害者手帳や療育手帳を所持している方に、障害等級に応じて一時金を支給していきます。

⑦ **各種制度の活用の推進**

在宅の障がい児・者で、重度障害により常時介護を必要とする人に支給される特別障害者手当・障害児福祉手当、心身に障がいを持つ児童の保護者に支給される特別児童扶養手当等があり、その周知に努めます。

→特別障害者手当・障害児福祉手当、特別児童扶養手当

(5) 権利擁護の推進

【現状と課題】

障がいのある人やその保護者は、将来の生活設計や財産管理等の面について不安を抱えています。そのため、障がいのある人が安心して生活できるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの援助を行い、在宅や施設での生活を支援していく必要があります。

支援を必要とする世帯に対して、民生・児童委員の活動を中心に、地域のなかで住民相互の見守り活動を行うことにより、何らかの異変の早期発見に努めることが求められています。

【施策の方向性】

① 地域福祉権利擁護事業の活用と周知

判断能力が不十分な人も地域で安心して自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会で実施している地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を活用して、サービスの利用支援や日常生活上必要な援助を受けられるように支援します。また、この制度の周知を図り、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

② 成年後見制度の活用

判断能力の不十分な人が契約など法律上の行為を行う上で、本人の判断能力を補い、権利を保護する成年後見制度の活用を支援します。

③ 地域自立支援協議会の活用

地域自立支援協議会において、人権侵害や判断能力が不十分な障がい者等の事例検討を行い、権利擁護に必要な支援を受けられるよう協議します。

* 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した生活が送れるよう、その人の権利を擁護する仕組み。

* 成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者を保護・支援するため、代理人等を選任し、財産管理や身上看護（生活・医療・介護、施設への入退所等）についての契約や遺産分割等の法律行為を代理人らが後見する民法上の制度。後見には、後見・保佐・補助の3種類がある。



II 障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進

(6) 保育・教育の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもの保育・教育については、発達障害への支援など内容が複雑化してきており、保護者の多様なニーズに応えるため、現場での適切な指導体制が求められています。

特別な支援が必要な子ども一人ひとりの能力を最大限に伸ばすため、保育士・教職員の障がいに対する理解や指導力の向上を図るとともに、保護者への相談支援の充実を図ることが必要です。

また、

障がい児保育の状況（保育士加配対象児数） (人)

| 施設名 | 対象児数 | 施設名 | 対象児数 |
|------------|------|---------|------|
| 追分保育園 | 0 | 昭和中央保育園 | 2 |
| 湖岸保育園 | 1 | 昭和西保育園 | 1 |
| 二田保育園 | 2 | 昭和東保育園 | 0 |
| 出戸子ども園 | 1 | 天王幼稚園 | 2 |
| 若竹幼児教育センター | 3 | 計 | 12 |

障がい児教育の状況（詳細は、P.10 参照） (人)

| | 特別支援学級 | 特別支援学校 | 計 |
|-----|--------|--------|----|
| 小学校 | 26 | 19 | 45 |
| 中学校 | 6 | 15 | 21 |
| 高等部 | 0 | 18 | 18 |
| 計 | 32 | 52 | 84 |

【施策の方向性】

① 保育相談・就学相談の充実

障がいのある子ども一人ひとりが障がいに応じた適切な支援・教育を受けることができるよう、関係機関（庁舎間を含む）の連携を強化し、保護者に対する相談支援の充実を図ります。

② 保護者への経済的支援

特別支援学級・特別支援学校に通学する児童・生徒に対して、学校給食費・就学旅行費・学用品等購入費など、特別支援教育就学奨励費を支給し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

→特別支援教育就学奨励費支給事業

③ 障がい児保育の支援

発達に支援が必要な幼児に対して、障害児保育対策事業により、保育士の加配が認められており、今後もその活用を図ります。

→ 障害児保育対策事業

④ 放課後等対策の推進

障がいのある子どもの放課後等の対策は、保護者の就労支援や休息のため、日中一時支援事業により対応しており、放課後のみならず長期休暇においても利用できることから、事業の推進を図ります。

→日中一時支援事業

(7) 就労・住まいの場の確保

【現状と課題】

障がいのある人の社会的・経済的な自立を促進するために、就労の場の確保や一般就労移行への支援が必要です。秋田県の民間企業における障がいのある人の雇用率は、全国平均を下回っております。

今後も、一般就労が困難な人のために働く場を確保し、能力に応じた訓練や作業により、その作業工賃の向上対策が必要です。

また、施設入所者や受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域移行の促進に併せ、居住の場としてのグループホームやケアホームへの入居が必要となります。

主な障害者就労支援施設への通所状況

(人)

| | 所在地 | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 計 |
|----------|------|------|------|------|----|
| 潟上天王つくし苑 | 潟上市 | | 4 | | 4 |
| 飯田川つくし苑 | 潟上市 | | 2 | | 2 |
| 南秋つくし苑 | 八郎潟町 | | 1 | | 1 |
| げんきハウス | 秋田市 | | | 28 | 28 |
| クローバー | 秋田市 | | | 7 | 7 |
| その他 | | 1 | 7 | 9 | 17 |
| 計 | | 1 | 14 | 44 | 59 |

* 就労継続支援・就労移行支援の利用者です。

【施策の方向性】

① 男鹿潟上南秋地区特別支援連携協議会の活用

特別支援学校在学中からの職場体験実習を踏まえ、高等部卒業時における就労先の確保について、関係機関連携のもと協議し支援していきます。

② 就労相談の充実

手帳を所持していることにより就労相談を受けられる機関として、障害者就業・生活支援センターが県内に5ヶ所あり、中央地区では秋田市にあります。また、秋田障害者職業センターでは、職業準備支援・ジョブコーチ支援事業などを行っており、ハローワークとの密接な連携のもとに支援しています。

| 名称（施設名） | 所在地 |
|---------------------------|-----------------|
| 障害者就業・生活支援センター〈ウェルビューいずみ〉 | 秋田市泉管野二丁目 17-27 |
| 秋田障害者職業センター | 秋田市川尻若葉町 4-48 |



③ 障害者就労施設の周知

障がいがあることにより一般就労が困難な人については、自宅から通所可能な障害者就労施設の周知に努めます。

④ 障害者雇用について

障がいのある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。そのため、障がいのある人の雇用の促進を図るための啓発活動に努めます。

⑤ 受注機会の確保

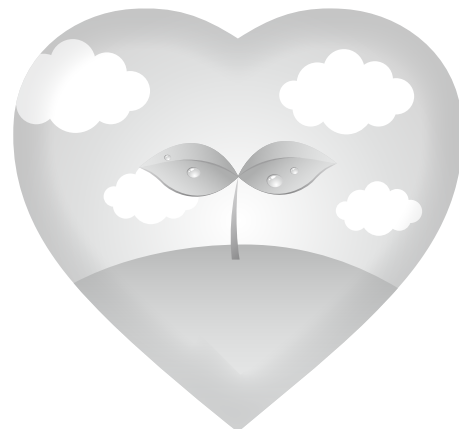
障害者就労施設で就労する障がい者の経済的な自立を進めるため平成25年4月1日に「障害者優先調達推進法」が施行されます。これは国や地方公共団体等が、物品等を調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障害者就労施設で就労する障がい者の作業工賃の向上と自立の促進を図ります。

⑥ 住まいの場の確保

施設入所者等の地域移行とともに、在宅で生活している人のなかで、本人や支える家族の高齢化などにより、自宅で生活できなくなった場合でも、住み慣れた地域で暮らしていけるように、グループホームやケアホームへの入居を支援します。

* ジョブコーチ支援事業

障がい者および事業主に対して、ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援により、障がい者の職場適応に関するきめ細かな支援を実施し、障がい者の雇用の促進を図る事業。



Ⅲ 地域のバリアフリー化と安心づくり

(8) 障がい者の虐待防止

【現状と課題】

平成24年10月1日から「障害者虐待防止法」が施行され、各市町村に障害者虐待防止センターが設置されました。

市では、市役所社会福祉課に「潟上市障害者虐待防止センター」を設置し相談や通報の窓口となっています。平日は社会福祉課の窓口で対応し、休日夜間は、日直や警備保障会社から担当者に連絡が入る体制になっています。

市町村障害者虐待防止センターの役割は、

1. 障害者虐待に係る通報・届出の受理
2. 障がい者および養護者に対して、相談・指導及び助言
3. 障害者虐待防止に関する広報、その他の啓発活動

となっています。

平成24年11月現在、秋田県においては虐待通報は1件もありません。

しかし、障がい者に対する虐待の発生予防はもちろん、虐待を受けた障がい者が安定した生活を送れるようになるまでの切れ目のない支援体制を構築していきます。

【施策の方向性】

① 潟上市障害者虐待防止センター設置の周知

市町村に障害者虐待防止センターが設置されたことについての周知を図るとともに、通報のみならず日常の相談も受けていることも併せて周知します。

② 支援体制の強化

虐待防止マニュアルを作成し、緊急時の通報事例、相談事例いずれにも同一体制・同一支援ができるよう、支援体制の強化を図ります。

③ 関係機関との連携

虐待の早期発見・早期対応と障がい者の安全確保のために、必要に応じて 県や警察、相談支援事業所等関係機関との連携に努めます。



(9) 福祉教育とボランティア活動の推進

【現状と課題】

障がい者に対する理解・認識を深めるために、他人への思いやりと助け合いの心を育てる福祉教育や、ボランティア活動の体験が重要となります。

市では、ボランティア活動の拠点である社会福祉協議会を中心に、ボランティアの登録・紹介とその活動の推進を図っています。平成24年度のボランティア団体の登録数は35団体あり、ボランティア団体連絡協議会を組織しており、スキルアップのための研修等を開催しています。

また、市内の小中学校の児童生徒を対象に、学校関係者との連携のもとボランティアスクールや車いす体験学習（ひとにやさしいまちづくり探検隊）などを実施しています。

ボランティア団体登録の状況

H24.8.1

| | 団体数 | 会員数 |
|-------|-----|-----|
| 天王地区 | 24 | 308 |
| 昭和地区 | 6 | 63 |
| 飯田川地区 | 5 | 85 |

24年度の主な事業紹介

| | 実施時期 | 実施回数 | 参加人数 | 事業概要 |
|-----------------|------|------|------|---------------------------|
| 草取りボランティア | 6月 | 1回 | 75人 | 小学生を対象とした体験学習。 |
| ひとにやさしいまちづくり探検隊 | 7月 | 2回 | 59人 | 小学5・6年生を対象に市内各所での車いす体験学習。 |
| ボランティアスクール | 8月 | 3回 | 57人 | 中学生を対象に救急法講座・炊き出し等の体験学習。 |
| ボランティア団体代表者研修 | 9月 | 1回 | 41人 | ボランティア団体代表者を対象にスキルアップ研修。 |

【施策の方向性】

① 障がいに対する理解の促進

身体障がい、知的障がい、精神障がいへの理解を深めるために、学童期からの福祉教育やボランティア活動の体験が重要であり、学校や社会福祉協議会との連携を図ります。

② 学校における福祉教育

福祉に対する理解を深めるため、各小学校・中学校において、総合的な学習のなかでボランティア体験や視覚障害・聴覚障害・高齢者等の疑似体験、福祉施設への訪問による交流などを行っており、今後も総合的な福祉体験活動を継続して実施していきます。

③ ボランティア活動の推進

ボランティア活動を通じて障がい者とふれあうことで、障がい者への理解促進につながっていくため、ボランティア活動の拠点である社会福祉協議会との連携を推進していきます。

(10) 地域生活とバリアフリー

【現状と課題】

障がいのある人が地域で生活し活動していくためには、障がいのある人への理解や認識を深めるなどの心のバリアフリーとともに、ハード面のバリア（障壁）についても取り除いていく必要があります。特に公共性の高い建築物については、障がい者の利用に配慮した整備・改善を進める必要があります。公共施設等のバリアフリー化として、出入り口のスロープや自動ドア、身体障がい者用トイレや身体障がい者専用駐車場などがあります。

市の公共施設等のバリアフリー化の実施状況は下記のとおりです。

市営住宅のバリアフリー対策については、一向団地に身体障がい者用住宅が2戸あり、玄関のスロープ、トイレ・浴室の手すり、台所には身体障がい者用の流し台を設置しています。障がい者の優先入居制度の規定はありますが、高齢者世帯・寡婦世帯などの待機者が多く、公平性を図るため抽選により入居を決定しています。

潟上市公共施設等のバリアフリー化の状況に関する調査結果より (公共性の高い建築物 61 施設について)

H24.4.1

| 設 備 名 | | 設置施設数 | 設置率 (%) |
|-----------|------------------|-------|---------|
| 駐 車 場 | 車いす専用駐車場 | 14 | 23.0 |
| 出 入 り 口 | スロープ・自動ドア (いずれか) | 37 | 60.6 |
| 誘導・案内設備 | 廊下手すり・点字ブロック他 | 14 | 23.0 |
| ト イ レ | 車いす用トイレ他 | 34 | 55.7 |
| 昇 降 設 備 | 階段手すり・エレベーター他 | 25 | 41.0 |
| 通 信 設 備 | 車いす用公衆電話他 | 2 | 0.3 |
| 貸出用車いすの常設 | | 20 | 32.8 |

【施策の方向性】

① 制度の周知と活用促進

身体に障がいのある人の日常生活を容易にするため、日常生活用具給付事業のなかで住宅改修事業があり、スロープや手すりなどの取り付け等のための費用の補助制度があり、その周知に努めます。

→日常生活用具給付事業

② 環境整備と実態把握

公共性の高い建築物については、障がい者の利用に配慮した整備・改善を進める必要があります。しかしながら、設備整備等には多額の費用を要することや建築物の構造的な問題などから、その整備状況は十分とはいえない状況です。まずは実態把握に努め、優先順位を考慮し順次対応していきます。

③ 外出支援の充実

屋外での移動が困難な障がい者については、地域生活支援事業による移動支援や、視覚障がい者に対する同行援護、知的・精神障がい者に対する



行動援護などのサービスにより、外出時の移動を支援します。

また、バス運賃割引や有料道路料金割引など、移動にかかる各種助成制度の周知を図り、利用を促進します。

(11) 防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

市の障害者手帳所持者数は 2,000 人を超えていますが、障がい者情報は個人情報保護の見地から、自治会長や民生児童委員へ名簿の提供は行っていません。そのため、地域での声かけや見守りにも限界があります。

しかし、高齢者や障がい者等の災害時要援護者の避難体制の整備のため、平成 22 年 3 月に「潟上市災害時要援護者避難支援計画」が策定されました。

これは、要援護者対策のうち、避難支援に関する事項を具体化したものです。被災リスクの高い要援護者の支援体制を重点的・優先的に進めるために、要援護者リストを作成し、その中から避難行動要支援者を特定し、本人同意のもと個別計画が策定されています。

また、災害発生時に障がいのある人が安全に避難し、災害から身を守るためには、緊急時の情報提供やコミュニケーション手段の確保が重要となってきます。

平成 23 年度 (H24.3 月末) 障がい児・者数 (人)

| | 手帳所持者数 |
|-----------|--------|
| 身体障がい児・者数 | 1,637 |
| 知的障がい児・者数 | 238 |
| 精神障がい児・者数 | 149 |
| 計 | 2,024 |

【施策の方向性】

① 避難行動要支援者情報の把握と共有

避難行動要支援者については、本人同意のもと個別計画が策定されており、市・社会福祉協議会・自治会及び民生児童委員等が情報を共有しており、災害時に備えています。

② 単身世帯等への支援

ひとり暮らしの障がい者等に対して、防災・防犯・保健面での支援を行うため、地域の民生児童委員・自治会長・社会福祉協議会等との連携を図り、その安否確認と支援に努めます。

③ 聴覚障害者等への対応

一般の電話による 110 番通報が不可能な聴覚障害者等が、緊急時に連絡できるファックス 119 番の活用についての周知を図ります。

また、聴覚障害者用火災報知器、聴覚障害者用屋内信号装置、盲人用時計など、障害種別に応じた日常生活用具給付事業の周知に努めます。

第4章 計画の推進にあたって

(1) 地域での自立と社会参加

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくとともに、自分に適したサービスを選択し社会参加できるように、情報提供や相談支援体制の充実を図るよう努めます。

(2) 連携・協力体制の確保

計画推進にあたっては、国や県の動向を的確に把握し、本市の障がい福祉施策の推進に活かしていきます。また、市民、ボランティア、サービス提供事業者、企業、医療、教育、社会福祉協議会等との連携を図り、協力体制の確保に努めます。

(3) 地域自立支援協議会の活用

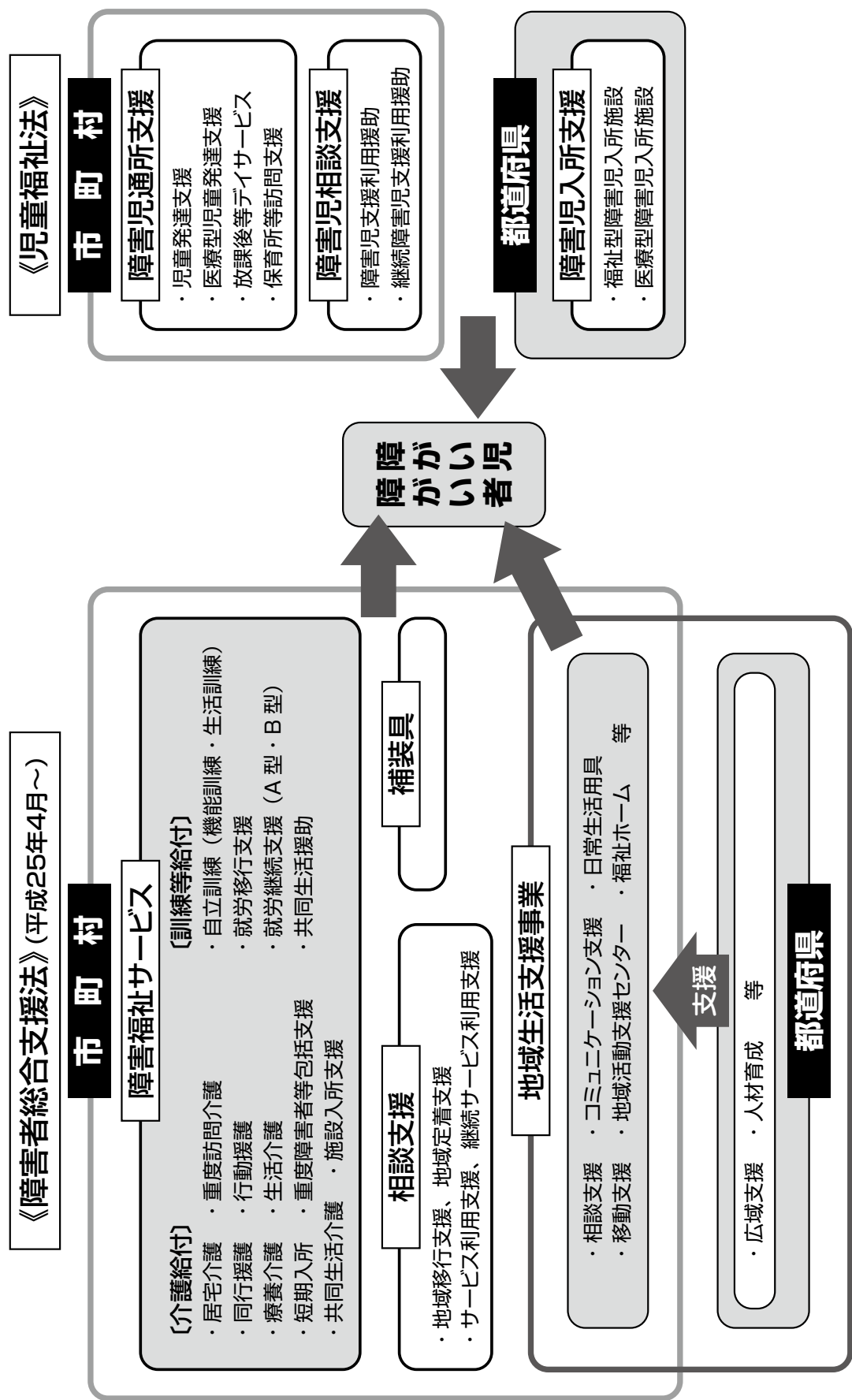
地域の障がい福祉に関するシステムづくりや支援体制の構築などを協議する場として地域自立支援協議会を活用し、本計画の進捗状況の確認を図りながら施策を推進していきます。



資料編

- 障がい者、障がい児に対する福祉サービスの体系
- 潟上市障害者虐待防止センターの設置について

障がい者・障がい児に対する福祉サービスの体系





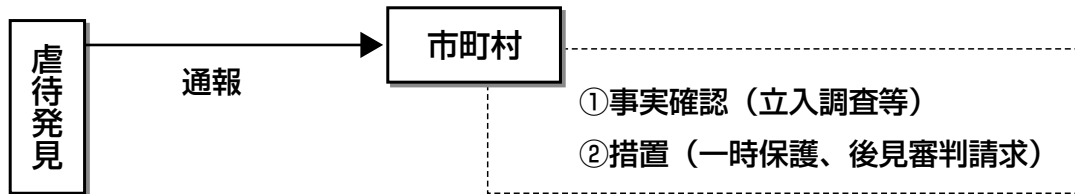
潟上市障害者虐待防止センターの設置について

- 平成 23 年 6 月 24 日 「障害者虐待防止法」 公布
- 平成 24 年 10 月 1 日 「障害者虐待防止法」 施行
「障害者虐待防止法」 第 32 条 1 項に
市町村は、障害者福祉所管部局又は当該市町村が設置する施設において、市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにすることとされている。
- 平成 24 年 10 月 1 日 潟上市障害者虐待防止センターを社会福祉課内に設置

障害者虐待防止の体系

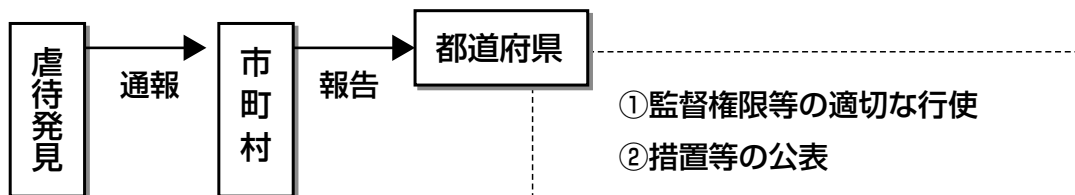
養護者による障害者虐待

[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保



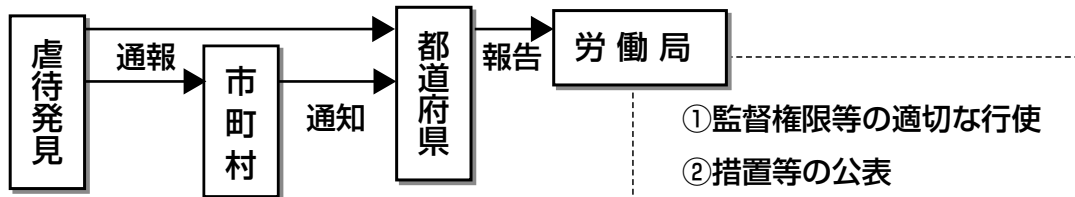
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

[設置者等の責務] 虐待防止のための措置の実施

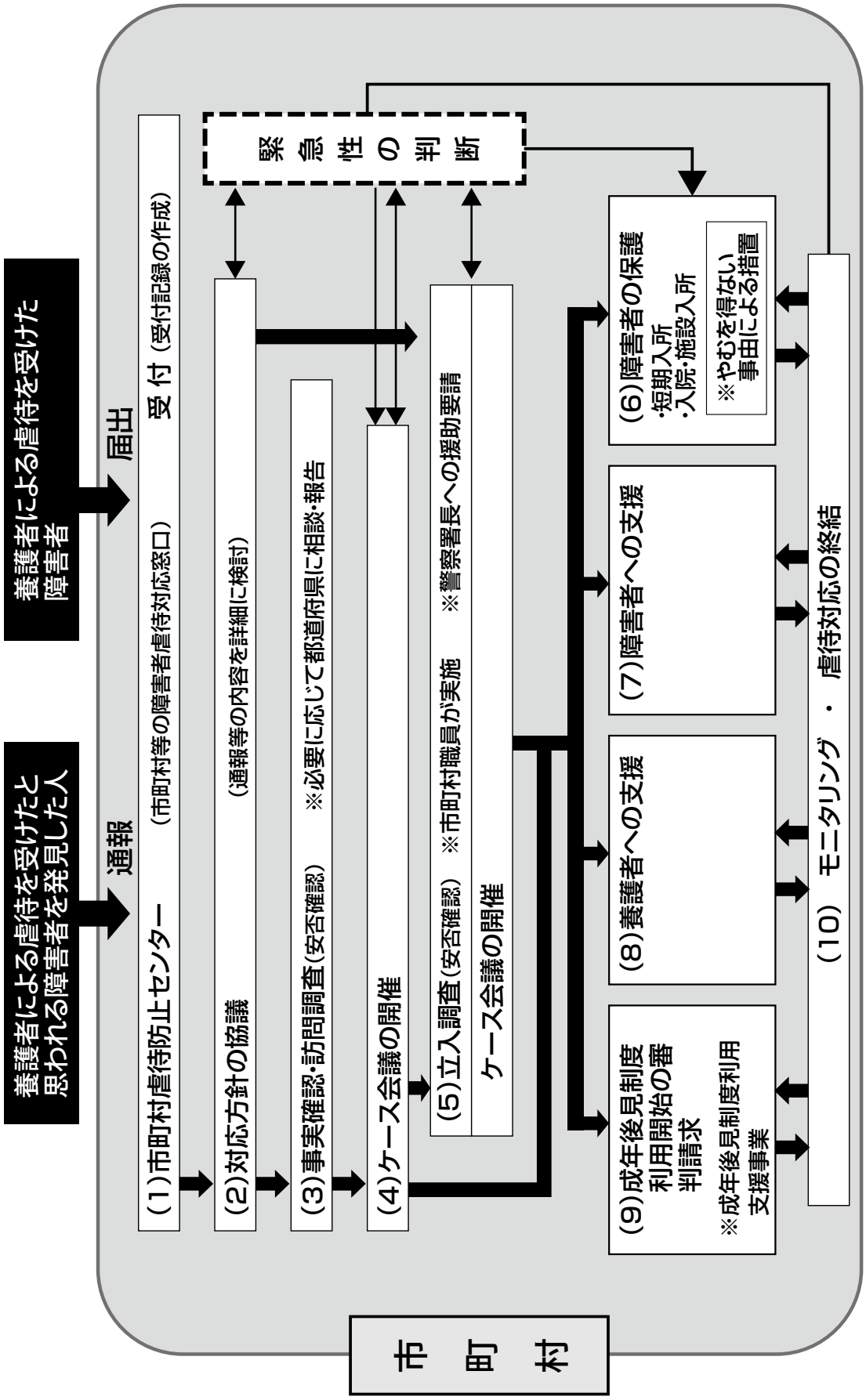


使用者による障害者虐待

[事業主の責務] 虐待防止等のための措置の実施



養護者による障害者虐待への対応(市町村)



健やかで安心して暮らせる
健康と福祉のまちづくり

潟上市障がい者計画
第2期



平成 25 年 3 月発行

秋田県潟上市社会福祉課

〒 018-1401 秋田県潟上市昭和大久保字堤の上 1-3
TEL.018-855-5112 FAX.018-877-4466